

## 別紙 B 長岡公園 業務区分とリスク分担

市と指定管理者の業務区分は下表のとおりとします。

業務の種類		業務内容	区分		
			市	指定 管理者	
借地契約	土地賃貸借契約	長岡天満宮との土地賃貸借契約の締結及び賃貸料の支払	●		
公園施設の 維持管理	植物管理	樹木・草地・芝生・花壇等の維持・育成		●	
	工作物管理	園路・広場・休養施設・管理施設等の維持・小規模修繕、自家用電気工作物に関する権限		●	
	清掃	塵芥・便所等の清掃		●	
	点検巡視	植物・工作物等の点検巡視 建築物等の定期点検		●	
	整備・改修	建築物等の新築・増築・大規模修繕	●		
公園の運 営管理	安全巡視	パトロール、救護等		●	
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、市民協働等		●	
	利用増進	広報・催事の実施、利用促進		●	
	災害時の対応(大規模災害を含む。)	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置(避難者の一時収容を含む。)			●
		本格復旧・復興	●		
法的管理	許認可等	行為許可		●	
		設置管理許可、占用許可、利用の禁止	●		
		有料施設の利用承認、利用料金・使用料徴収		●	

また、指定管理業務の実施に伴う損害賠償や不可抗力時の負担等、市と指定管理者のリスク分担は、次ページのとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
リニューアルオープン時期の遅延	工事進捗の遅れ等により予定しているリニューアルオープン時期が遅延した場合の損害や損失	●	
借地契約解除	長岡天満宮との借地契約解除に伴う損害や損失	●	
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担(不可抗力に起因する場合を除く)		●
指定管理料の支払遅延	市からの指定管理料の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担(指定管理者の責めに帰すことができない場合)	●	
納付金等の支払遅延	指定管理者からの納付金等の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担(市の責めに帰すことができない場合)		●
政治、行政上の理由による事業変更	政治及び行政上の理由から、施設管理及び運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	●	
不可抗力(注1)	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担(合理性が認められる範囲)	●	
制度等変更	法令改正や制度改正等により発生した損害・損失や費用等の負担(合理性が認められる範囲)	●	
	法令改正や制度改正等により発生した費用等の減少による余剰・利益の返還(合理性が認められる範囲)		●
施設・物品の経年劣化、損傷、減失等	経年劣化によるもの(小規模なもので、1件あたり30万円未満の修繕費)		●
	経年劣化によるもの(指定管理者の責めに帰すことのできない損傷で、上記以外のもの)	●	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(小規模なもので、1件あたり30万円未満の修繕費)		●
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	●	
	特定される第三者の行為により生じたものへの対応(注2)		
	指定管理者が公園の利用促進のために自主的に行う修繕等		●
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担(指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合)		●
保険の付保	施設賠償責任保険等		●
	火災保険等	●	
書類の誤り	業務基準等、市が作成する書類の誤りによるもの	●	
	事業計画書等、指定管理者が作成する書類の誤りによるもの		●
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		●

(注1)「不可抗力」とは、天災(地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びに市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、施設利用者数の増減は含まない。

(注2)市と指定管理者は協議の上、互いに協力して告訴等必要な手続を行うものとします。

ただし、上記に定める事項で疑義がある場合又は上記に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。以上